

【様式編】

【様式編】

借入様式集

促進借入1号	農地中間管理事業貸貸申込書（農地所有者用）	1
促進借入1-1号	利用権を設定する者が複数いる場合の農用地利用集積等促進計画同意書	3
促進借入2号	農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（一括方式）【機構借入】	4
促進借入3号	利用権設定に係る各筆明細書	5
促進借入4号	農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農地所有者向け）	10
促進借入5号	機構関連事業に係るお知らせ（農地所有者用）	12

貸付様式集

促進貸付1号	農地中間管理事業借受申込書（農地借受者用）	13
促進貸付2号	農用地利用集積等促進計画（案）一覧表（一括方式・再転貸）【機構貸付】	15
促進貸付3号	賃借権又は使用貸借権設定に係る各筆明細書	16
促進貸付3-1号	利害関係人の意見聴取	21
促進貸付3-2号	利害関係人からの意見概要	22
促進貸付4号	農地中間管理機構からの重要なお知らせ（農地借受者向け）	24
促進貸付5号	機構関連事業に係るお知らせ（耕作者用）	26

提出様式（市町村・JA⇔機構⇔県の提出・申請に係る様式）

提出様式1号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）について （送付：市町村→機構）	27
提出様式2号	農用地利用集積等促進計画（案）に係る関係書類について （依頼：機構→市町村・JA）	28
提出様式3号	農用地利用集積等促進計画（案）に係る関係書類について （送付：市町村・JA→機構）	29
提出様式4号	農用地利用集積等促進計画に係る認可について （申請：機構→県（県から権限移譲した場合は市町村））	30

農委意見参考様式（農業委員会への意見聴取に係る参考様式）

農委意見参考様式1号	農業委員会の意見について（照会）	31
農委意見参考様式2号	農業委員会の意見について（回答）	32

参考様式（機構借入不可判断に係る参考様式）

参考様式1号	農地中間管理事業に係る借入農地について（通知：機構→市町村）	33
参考様式2号	農地中間管理事業に係る借入農地について（通知：機構→農地所有者）	34

変更様式集

変更様式1号	農地中間管理事業貸貸借変更申出書について（協議：市町村等→機構）	35
変更様式2号	農地中間管理事業貸貸借変更申出書（農地所有者用）	36
変更様式3号	農地中間管理事業貸貸借変更申出書（借受者用）	37
変更様式4号	農地中間管理事業貸貸借変更申出書について（回答：機構→市町村等）	38
変更様式5号	農地中間管理事業貸貸借変更一覧表（農地所有者用）	39
変更様式5-1号	農地中間管理事業貸貸借変更申出書一覧表（農地所有者用）	40
変更様式6号	農地中間管理事業貸貸借変更一覧表（借受者用）	41
変更様式6-1号	農地中間管理事業貸貸借変更申出書一覧表（借受者用）	42
変更様式7号	農地中間管理事業の契約内容変更届	43

（参考資料「農地法関係事務処理の手続き」より掲載）

様式4-9号	農地法第18条第6項の規定による通知書	45
--------	---------------------	----

様式4-10号	農地の賃貸借の合意解約書	47
被災地域（一括方式）に係る県要領様式（福島県農用地利用集積等促進事業取扱要領より）		
県要領様式1号	農用地利用集積等促進計画（案）等について（送付）	48
県要領様式2号	農用地利用集積等促進計画（案）等について（送付）	49

当公社は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、この範囲を超えた取扱はいたしません。

記

- 1 当公社の農地中間管理事業等の業務
 - (1) 農用地等の貸借の契約
 - (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
 - (3) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務
- 2 当社における利用目的
 - (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
 - (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
 - (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
 - (4) 本人であることの確認のため
 - (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
 - (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
 - (7) 賃借料などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
 - (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
 - (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため
 - (11) 情報開示を希望した耕作者への情報の提供
- 3 当社以外の利用目的
 - (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
 - (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため
 - (3) 機構関連事業(土地改良法第87条の3第1項)の土地改良事業に係る県又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため

(促進借入 1-1号)

(別紙) (利用権を設定する者が複数いる場合の同意書)【新規契約(契約更新を含む)、既契約名義変更 兼用】

・農用地利用集積等促進計画に同意します。(又は、契約内容変更届のとおり同意します。)

・併せて、
(住所) _____ (氏名) _____ が賃貸人の代表となり、
賃料を受領することについて、同意します。

利用権を設定する者

(住所) _____ (氏名) _____ (印) _____

※登記済みの場合 (共有持分 /) _____

※相続未登記の場合 { (被相続人 氏名) _____ (法定共有持分 /) _____ }

2 農地中間管理事業の借入に係る共通事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項又は福島復興再生特別措置法（以下「特措法」という。）第17条の2第1項による農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。

(2) 契約面積

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（公益財団法人福島県農業振興公社以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後の借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める10a当たりの単価が、本計画を定めた時点の額と比較し、1,000円以上増減があった場合のみ変更することができる。ただし、乙が特別の定めをした場合はこの限りでない。

(4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(5) 転貸

乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(6) 借賃の減額請求

当該土地の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(7) 境界の明示

- 甲は、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (8) 障害の除去等
- 甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障を来すものを除去した上、乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においては、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (9) 修繕及び改良
- ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 乙は、別表1に定めたもの以外の修繕費、改良費又は当該土地に費やした有益費について、その代価を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、甲に対し名目のいかんを問わず返還の代償を求めない。
- エ 修繕費、改良費及び当該土地に費やした有益費の額について甲乙間で協議が整わないときは、農地法第25条に基づき農業委員会へ和解の仲介を申し立てる。
- (10) 土地附属物の取扱い
- ア 乙は、転借人が行う土地附属物の撤去等に対しては、その義務を負わないものとする。
- イ 乙は、植栽、伐採、客土その他土地の形質変更及び農用地等に既に設置されている又は新たに設置される土地附属物の取扱いについては、甲と転借人の双方が協議の上、書面により合意することを求めるものとする。
- (11) 租税公課等の負担
- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。
- オ 甲は乙に対し、乙が定める「福島県農業振興公社農地中間管理事業等に係る手数料に関する規程」に基づく手数料を支払う。

(12) 利用権の解除等

乙は、法第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。
また、転借人が借賃を精算年度の翌年5月末日まで支払わず、乙と転借人の契約が解除となる場合で、次の転借人がその契約の解除となる日までに見込めない場合は、乙は甲に対して利用権の合意解約を求めることができるものとし、甲はその求めに応じるものとする。
さらに、転借人が農用地等の適正な利用を怠り、乙と転借人の契約が解除となる場合で、次の転借人がその契約の解除となる日までに見込めない場合は、乙は甲に対して利用権の合意解約を求めることができるものとし、甲はその求めに応じるものとする。

(13) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、利用権は消滅する。

(14) 当該土地の返還

ア 土地附属物を伴う場合

利用権の存続期間が満了したとき又は合意解約したとき若しくは解除したときは、乙は、その満了又は解約若しくは解除の日から10日以内に、甲に対して、当該土地を返還する。それに先立ち、転借人は、事前に甲と取り交わした「土地附属物に関する確認書」等の合意内容に基づき、乙に対して当該土地を返還する。乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 土地附属物を伴わない場合

利用権の存続期間が満了したとき又は合意解約したとき若しくは解除したときは、乙は、その満了又は解約若しくは解除の日から10日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(15) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画の定めるところによる利用権に関する事項は変更しない。ただし、甲、乙及び県又は市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(16) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導する。

(17) 甲が死亡した場合の賃借料変更の同意及び合意解約の同意

甲が契約期間中に死亡した場合に、法定相続人で過半の共有持分を有する者が不明で同意が得られない場合の賃借料変更の同意及び合意解約の同意については、農業委員会が法第22条の2又は知事が特措法第17条の32に準じた探索を行っても他の共有者を確知できない場合は、判明した共有者全員の同意で足りる。

- (18) 賃借料の変更契約
賃借料が一時的にゼロになる変更については、賃借料を免除する賃貸借契約とみなす。
- (19) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (20) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び県又は市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
經常賦課金 維持管理賦課金 土地改良事業賦課金	土地改良区の定めによる。 土地改良区の定めによる。 土地改良区の定めによる。	

(促進借入 4号)

福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地所有者様向け)

令和8年4月1日作成

<印を押す前に再度ご確認ください！>

- 1 契約書に記載されている土地に間違いはありませんか？面積もご確認ください。
- 2 賃借料は間違いありませんか？ (10a 当たり 円です)
- 3 印刷された住所、氏名は間違いありませんか？
- 4 「賃借料振込送金先指定書」の内容は間違いありませんか？
(間違いやすい事例)
「貯金者」の氏名、フリガナ違い (例:「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
- 5 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 6 精算開始年が切り替わる時期の契約(6月～8月頃)については、精算開始年度を再度ご確認ください。(当年精算は8月までの市町村・県公告分となっており、9月以降は次年度精算となります。)
- 7 土地附属物を伴う農地について農地中間管理事業に取り組む場合は、契約中又は契約期間満了後のトラブル防止の観点から、農地借受者と「土地附属物に関する確認書」を取り交わすなど、書面により合意しておくようにしてください。
なお、公社は、農地借受者が行う土地附属物の撤去等に対しては、その義務を負いません。

<賃借料の精算>

- 賃借料は、12月15日(金融機関休業日の場合は直前の営業日)に「賃借料振込送金先指定書」の口座に振り込まれます。以下の点についてご留意ください。
 - (1) 契約額より手数料(賃借料の1%相当額 一契約当たり最低800円、最高8,000円)を差し引いた額が振り込まれます。
 - (2) 同一人で複数契約がある場合は、契約の賃借料合計から手数料合計を差し引いた額が振り込まれます。手数料合計が上限8,000円を超える場合には、手数料を8,000円に再調整いたします。
- ※ なお、賃借料は農地借受者から11月20日に引き落とした後、正確な精算を行うため、日数をいただいております。ご理解の程、よろしく申し上げます。
- ※ また、賃借料は公社が農地借受者へ直接請求しますので、ご自分で農地借受者に
(裏面もご確認ください。)

賃借料を請求しないでください。

<契約内容の変更>

- 契約単価（賃借料単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応）や精算方法、あなたの情報（名義、代表者、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。

賃借料の変更については、8月までの申請であれば当年精算から、9月以降であれば次年度精算からの適用となります。

また、解約については、8月までに合意となれば当年精算から、9月以降であれば次年度精算から精算がなくなります。

<マイナンバーの提供について（賃借料が15万円を超える方のみ）>

- 賃借料（福島県農業振興公社と契約が継続している額の総額）が15万円を超える場合、福島県農業振興公社が税務署にマイナンバーも含めて提出します。8月以降に関係書類をお送りしますので、マイナンバーの提供にご協力をお願いします。（1回提供いただければ、翌年以降はマイナンバーの提供を依頼しませんが、名義が変更になった場合は改めて提供依頼します）。

<農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

農用地賃借料の送金通知書(兼)手数料領収書(12月下旬頃)

※その他、ご不明な点は公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）

024-521-9845（中通り、会津担当）

024-521-9843（浜通り担当）

024-503-0421（原子力被災12市町村担当）

024-521-9841（賃借料精算担当）

(促進借入 5号)

機構関連事業に係るお知らせ (農地所有者用)

【15年以上の期間農用地等を機構に貸し付ける方向け】

- ※ 本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、農地中間管理機構が農用地等を借り受ける場合、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行われなければならないこと (法律に基づく義務) とされています。
- ※ 説明者チェック欄 は、説明者が説明後に記載します。
(郵送等の場合で対面説明ができない場合は書面説明に代えますので、チェック欄は空欄とし、各事項についてご理解の上、「農地所有者氏名」欄に記名してください。)

○ 機構関連事業について

機構関連事業 (土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 条) 第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。) は、福島県農地中間管理機構 (以下「機構」という。) が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、福島県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

なお、福島県が本事業を実施する際には改めて事業に係る説明会等を開催することとなりますのでご了解願います。

○ 機構関連事業の内容について

(説明者チェック欄)

- ・ 機構関連事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定 (公告) 時から 15 年以上あるものです。
- ・ 機構関連事業は、福島県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備 (これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
- 留意事項について
 - ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外 (農地転用) については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
 - ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が、機構への貸付けを自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金 (工事に要した費用の全部) が徴収されます。

年 月 日

(説明者 所属・氏名)

上記内容について説明を受けました。

(農地所有者氏名)

利用目的

当公社は、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。また、この範囲を超えた取扱いはいたしません。

記

- 1 当公社の農地中間管理事業等の業務
 - (1) 農用地等の貸借の契約
 - (2) 地域農業の改善のため集落などを対象とした集団的な土地利用の調整
 - (3) その他当公社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務
- 2 当公社における利用目的
 - (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
 - (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
 - (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
 - (4) 本人であることの確認のため
 - (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
 - (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
 - (7) 賃借料などの決済、精算のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
 - (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
 - (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため
 - (11) 情報開示を希望した農地所有者への情報の提供
- 3 当公社以外の利用目的
 - (1) 1の業務に係る市町村における農用地利用集積等促進計画の作成のため
 - (2) 1の業務に係る公社からの業務委託先による書類の作成、賃借料精算等の業務のため
 - (3) 機構関連事業(土地改良法第87条の3第1項)の土地改良事業に係る県又は土地改良区における事業計画作成等の業務のため

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

I 農地法その他の農業に関する法令

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)
 - ①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)
 - ②第4条(農地の転用の制限)
 - ③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
 - ④第42条(措置命令)
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
 - ①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)
 - ②第15条の3(監督処分)
- (3) 種苗法(平成10年法律第83号)
 - 第20条及び第25条(育成者権又は専利用権の侵害)
 - (4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)
 - 第24条(使用の禁止)

II 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、

取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

(留意事項)

- a) Iの(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けたものも含まれます。
- b) Iの(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当するものも含まれます。
- c) Iの(1)及びIIについては、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。なお、Iの(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
- d) Iの(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。
- e) Iについて違反がある場合は借受を行うことができませんので、違反項目の是正を行った後、再度借受申込を行ってください。

2 農地中間管理事業の転貸に係る共通事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第18条第1項又は福島復興再生特別措置法（以下「特措法」という。）第17条の2第1項による農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される賃借権又は使用賃借による権利（以下「賃借権の設定等」という。）は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める公益財団法人福島県農業振興公社（以下「甲」という。）による賃借権の設定等は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地（以下「当該土地」という。）について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく法第21条第1項又は特措法第17条の36の規定による報告をしないとき。

ウ 借賃を精算年の翌年5月末日までに支払わなかったとき。

(2) 借賃の改訂

本計画を定めた後の借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める10a当たりの単価が、本計画を定めた時点の額と比較し、1,000円以上増減があった場合のみ変更することができる。ただし、甲が特別の定めをした場合はこの限りでない。

(3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 連帯保証人の選任

乙が、上記(3)の事由がなく借賃の滞納を継続している場合、支払いが行われるまでの間に新たな賃貸借の設定等を行う際には、甲の求めに応じて連帯保証人を選任しなければならない。

(5) 転貸又は譲渡

- 乙は、当該土地について転貸又は移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (6) 修繕及び改良
- ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合は甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 乙は、別表1に定められたものを除く修繕費、改良費及び当該土地に費やした有益費について、その代価を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、甲に対し名目のいかんを問わず返還の代償を求めない。
- エ 修繕費、改良費及び当該土地に費やした有益費の額について甲乙間で協議が整わないときは、農地法第25条に基づき農業委員会へ和解の仲介を申し立てる。
- (7) 土地附属物の取扱い
- ア 乙は、当該土地に土地所有者の同意なく、いかなる土地附属物も設置することができない。
- イ 甲は、乙が行う土地附属物の撤去等に対しては、その義務を負わないものとする。
- ウ 甲は、植栽、伐採、客土その他土地の形質変更及び農用地等に既に設置されている又は新たに設置される土地附属物の取扱いについては、乙と土地所有者の双方が協議の上、書面により合意することを求めるものとする。
- (8) 租税公課等の負担
- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。
- オ 乙は甲に対し、甲が定める「福島県農業振興公社農地中間管理事業等に係る手数料に関する規程」に基づく手数料を支払う。
- (9) 賃借権の設定等の消滅

天災変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、賃借権の設定等は消滅する。

(10) 当該土地の返還

ア 土地附属物を伴う場合

賃借権の設定等の存続期間が満了したとき又は合意解約したとき若しくは解除したときは、乙は、その満了又は解約若しくは解除の日から10日以内に、事前に乙と土地所有者間で取り交わした「土地附属物に関する確認書」等の合意内容に基づき、甲に対して、当該土地を返還する。甲は、原状回復の義務を負わない。

イ 土地附属物を伴わない場合

賃借権の設定等の存続期間が満了したとき又は合意解約したとき若しくは解除したときは、乙は、その満了又は解約若しくは解除の日から10日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(11) 賃借権の設定等に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、本計画に定めるところによる賃借権の設定等に関する事項は変更しない。ただし、甲、乙及び県又は市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 権利取得者の責務

ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

イ 乙は、法第21条第1項又は特措法第17条の36の規定により、賃借権の設定等を受けた当該土地の利用の状況について、甲の求めに応じ報告しなければならない。

(13) 使用貸借契約の継続

乙が死亡した場合、甲乙の使用貸借契約について、甲と乙の法定相続人又は包括受贈者がその継続に異議を述べない場合は、民法第597条の規定にかかわらず、甲と乙の法定相続人又は包括受贈者の間で継続する。

(14) 賃借料の変更契約

賃借料が一時的にゼロになる変更については、賃借料を免除する賃貸借契約とみなす。

(15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(16) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県又は市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
経常賦課金 維持管理賦課金 土地改良事業賦課金	土地改良区の定めによる。 土地改良区の定めによる。 土地改良区の定めによる。	

(促進貸付 3-1 号)

【促進計画一括方式・再転貸の場合】

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画

【新集積計画一括方式の場合】

福島復興再生特措法（平成24年法律第25号）第17条の3第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画

（※に続く）概要を令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇日までの1週間、利害関係人から意見を募ります。

令和〇年〇月〇〇日

公益財団法人福島県農業振興公社理事長

計画概要

農地バンクから貸し出される農地の所在	貸付始期	貸付終期	備考

(その1) 促進計画一括方式・再転貸の場合

利害関係人からの意見概要

令和 年 月 日

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、利害関係人から意見を求めた概要は以下のとおりです。

- 1 意見を求めた機構貸付農地 別添「農用地利用集積等促進計画（案）一覧表」のとおり
- 2 意見聴取の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 意見聴取の方法 公社ホームページに掲載
- 4 計画概要に寄せられた意見

意見の概要	意見を計画に反映させなかった理由	意見を踏まえ計画を変更した理由

(その2) 新集積計画一括方式の場合

利害関係人からの意見概要

令和〇年〇月〇〇日

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の3第2項の規定により、利害関係人から意見を求めた概要は以下のとおりです。

- 1 意見を求めた機構貸付農地 別添「農用地利用集積等促進計画（案）一覧表」のとおり
- 2 意見聴取の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 意見聴取の方法 公社ホームページに掲載
- 4 計画概要に寄せられた意見

意見の概要	意見を計画に反映させなかった理由	意見を踏まえ計画を変更した理由

(促進貸付4号)

福島県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地借受者様向け)

令和8年4月1日作成

<印を押す前に再度ご確認ください！>

- 1 契約書に記載されている土地に間違いはありませんか？面積もご確認ください。
- 2 賃借料は間違いのないですか？ (10a 当たり 円です)
- 3 印刷された住所、氏名は間違いのないですか？
- 4 「貯金口座振替依頼書」の内容は間違いのないですか？
(間違いやすい事例)
お届け印違い、印影が薄い・不明瞭
「貯金者」の氏名「フリガナ」違い (例:「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
- 5 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 6 精算開始年が切り替わる時期の契約(6月～8月頃)については、精算開始年度を再度ご確認ください。(当年精算は8月までの市町村・県公告分となっており、9月以降は次年度精算となります。)
- 7 土地附属物を伴う農地について農地中間管理事業に取り組む場合は、契約中又は契約期間満了後のトラブル防止の観点から、農地所有者と「土地附属物に関する確認書」を取り交わすなど、書面により合意しておくようにしてください。
なお、公社は、あなたが行う土地附属物の撤去等に対しては、その義務を負いません。

<賃借料の精算>

- 賃借料は、11月20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に「貯金口座振替依頼書」の口座から引き落とします。以下の点についてご留意ください。
 - (1) 引き落とし直前に残高をご確認ください。(同日に他の引き落としが発生する場合は残高不足となることがあります。)
 - (2) 引き落としは原則年一回のみとなります。(残高不足等で引き落とし不能となった場合は、公社指定の口座へ振込みしていただきます。その際の振込手数料はご負担願います。)
 - (3) 契約書(各筆明細書)記載額に手数料(賃借料の1%相当額 一契約当たり最低800円、最高8,000円)を加算した額が口座から引き落としされます。
 - (4) 同一人で複数契約がある場合には、契約の賃借料合計に手数料合計を加算した額が引

(裏面もご確認ください。)

き落としされます。手数料合計が上限 8,000 円を超える場合には、手数料 8,000 円に再調整いたします。

※ なお、賃借料は農地所有者には 12 月 15 日に振り込まれます。正確な精算を行うため、11 月 20 日の口座引き落としにご協力願います。ご理解の程、よろしく願います。

※ また、賃借料は公社が農地所有者へ直接お支払いしますので、ご自分で農地所有者に賃借料を支払わないでください。

<契約内容の変更>

○ 契約単価（賃借料単価の変更額が一定の条件を満たす場合のみ対応）や精算方法、あなたの情報（名義、代表者、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。約定精算へのご協力をお願いします。

賃借料の変更については、8 月までの申請であれば当年精算から、9 月以降であれば次年度精算からの適用となります。

また、解約については、8 月までに合意となれば当年精算から、9 月以降であれば次年度精算から精算がなくなります。

<農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

- 1 農用地賃借料の口座引き落としのご案内(11 月上旬頃)
- 2 農用地賃料等の領収書(12 月中旬頃)

<農地の適正な管理のお願い>

農地中間管理事業を通して借り受けた農地について、適正な管理をお願いいたします。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性がありますので、適度な草刈りや耕起、病害虫駆除など農地の適正な管理をお願いします。

※その他、ご不明な点は 公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）

0 2 4 - 5 2 1 - 9 8 4 5 （中通り、会津担当）

0 2 4 - 5 2 1 - 9 8 4 3 （浜通り担当）

0 2 4 - 5 0 3 - 0 4 2 1 （原子力被災 1 2 市町村担当）

0 2 4 - 5 2 1 - 9 8 4 1 （賃借料精算担当）

(促進貸付 5 号)

機構関連事業に係るお知らせ (耕作者用)

※ 本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 101 号) に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、農地中間管理機構が農用地等を借り受ける場合、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手に対して必ず行われなければならないこと (法律に基づく義務) とされています。

○ 機構関連事業について

機構関連事業 (土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 条) 第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。) は、福島県農地中間管理機構 (以下「機構」という。) が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めず に基盤整備を行う事業です。機構が貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

なお、県が本事業を実施する際には改めて事業に係る説明会等を開催することとなりますのでご了承ください。

○ 機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備 (これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。

○ 留意事項について

- ・ 機構から借り受けている農用地等を目的外用途に使用等した場合には、特別徴収金 (工事に要した費用の全部) が徴収されます。

(提出様式1号)

第 号
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村長
(公印省略)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について(送付)
このことについて、別紙のとおり送付します。

添付資料

(一括方式の場合)

- 1 農地中間管理事業貸貸申込書(農地所有者用)(促進借入1号)
- 2 農地中間管理事業借受申込書(農地借受者用)(促進貸付1号)
- 3 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表(一括方式)(促進借入2号)
- 4 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表(一括方式)(促進貸付2号)

※ 福島特措法による一括方式の場合は、「農用地利用集積等促進計画」を「新集積計画」とする。

(再転貸の場合)

- 1 農地中間管理事業借受申込書(農地借受者用)(促進貸付1号)
- 2 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表(再転貸)(促進貸付2号)

(事務担当 電話)

(提出様式 2 号)

福農公第 号
令和 年 月 日

市町村長 様
又は〇〇農業協同組合代表理事組合長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長
(公 印 省 略)

農用地利用集積等促進計画 (案) に係る関係書類について (依頼)
農地中間管理事業につきましては、日ごろより御理解と御協力を頂き、御礼申し上げます。

さて、このことについて、下記により関係書類をお送りしますので、契約対象者からの調印等、手続きをお願いします。

記

- 1 公告予定月 (市町村名) 令和〇年〇月
- 2 送付資料
 - (1) 農用地利用集積等促進計画 (案) 一覧表 (一括方式・再転貸) ※()内は該当するものを記載
 - (2) 農用地利用集積等促進計画 (案) (一括方式・再転貸) ※()内は該当するものを記載
 - (3) 賃借料振込送金先指定書・貯金口座振替依頼書 (該当する場合)
 - (4) その他必要な書類
- 3 提出期限 (市町村・JA→県公社) 令和〇年〇月〇日 (〇)
- 4 その他 ※JA に送付する場合のみ

送付資料については、「農地中間管理事業ファイル転送システム」及び「農地中間管理帳票作成システム」から印刷をお願いします。

※ 福島特措法による一括方式の場合は、「農用地利用集積等促進計画」を「新集積計画」とする。

(事務担当 電話)

(提出様式3号)

第 号
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村長又は
〇〇農業協同組合代表理事組合長
(公印省略)

農用地利用集積等促進計画(案)に係る関係資料について(送付)
このことについて、下記のとおり提出します。

記

(市町村が送付する場合)

- 1 農用地利用集積等促進計画(案)
- 2 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表(一括方式・再転貸)※0内は該当するものを記載
- 3 「農業委員会の意見書の写し」(市町村の收受印付)
- 4 定款の写し(該当者分のみ)
- 5 賃借料振込送金先指定書・貯金口座振替依頼書(該当する場合)

(JAが送付する場合)

- 1 農用地利用集積等促進計画(案)
- 2 賃借料振込送金先指定書・貯金口座振替依頼書(該当する場合)

(事務担当 電話)

(提出様式 4 号)

福農公第 号
令和 年 月 日

福島県知事 様
(※権限移譲した場合は市町村長)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農用地利用集積等促進計画に係る認可について (申請)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画の年度及び番号
令和 年度第 号
- 2 市町村及び地区名等
〇〇市 〇〇地区
- 3 件数
〇件 (詳細は、別紙一覧表のとおり)
- 4 申請書類等
 - (1) 農用地利用集積等促進計画 一式
 - (2) 添付資料
 - ① 農業委員会の意見書の写し (市町村へ申請の場合は省略)
 - ② 定款の写し※該当者のみ (市町村へ申請の場合は省略)
 - ③ 利害関係人からの意見概要※該当者のみ
 - ④ 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(事務担当 電話)

(農委意見参考様式1号)

番 号
令和 年 月 日

市町村農業委員会長 様

市 町 村 長
(公 印 省 略)

農業委員会の意見について (照会)

このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項※1に基づき、下記のとおり農業委員会の意見を求めます。

また、同法第18条第5項※2に係る貸付相手方に関する要件について、併せて確認願います。

※被災地域の一括方式では、下線部※1は「福島復興再生特別措置法第17条の28第3項」、下線部※2は「第17条の25第3項第2号」とする。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画 (案) について
別添一覧表のとおり
- 2 貸付相手方に関する要件についての確認
別添一覧表により、以下の要件について確認願います。
 - (1) 個人の場合
 - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
 - イ 必要な農作業に常時従事すると認められる。
 - (2) 農地所有適格法人の場合
 - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
 - (3) 農地所有適格法人以外の法人の場合
 - ア 農用地の全てを効率的に利用し耕作又は養畜を行うと認められる。
 - イ 地域の農業者と協力し継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。
 - ウ 業務執行役員等のうち1人以上が当該法人の耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。

(農委意見参考様式2号)

番 号
令和 年 月 日

市町村長 様

市町村農業委員会長
(公 印 省 略)

農業委員会の意見について (回答)

令和〇年〇月〇日付け (番号) で照会ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画 (案) について
異議ありません。 又は 意見
- 2 貸付相手方に関する要件についての確認
別紙一覧表のとおり要件を満たしていることを認めます。 又は 意見

(参考様式1号)

福農公第 号
令和 年 月 日

市町村長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地中間管理事業に係る借入農地について(通知)

令和〇年〇月〇日付けで貴職から送付ありました農地の賃貸申出につきましては、別紙のとおり借入不可と判断しましたのでお知らせします。
つきましては、農地所有者あての通知を本人に交付してください。

※参考様式2号添付

(事務担当 電話)

(参考様式2号)

福農公第 号
令和 年 月 日

(農地所有者) 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地中間管理事業に係る借入農地について (通知)

令和〇年〇月〇日付けであなたから賃貸申出のありました農用地等のうち、別紙一覧の農用地等については、借受希望者がいないことから、借入不可と判断しましたので御了承ください。

(事務担当 電話)

(変更様式1号)

番 号
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

市町村長
又は農業委員会長

農地中間管理事業賃貸借変更申出書について
このことについて、別紙のとおり申出がありましたので協議します。

記
変更申出 件

(事務担当 電話)

(変更様式2号)

農地中間管理事業賃貸借変更申出書(農地所有者用)

令和 年 月 日

(市町村又は農業委員会経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

このことについて、下記のとおりです。

記

1 変更内容

公告日	土地の所在	地目	面積 (㎡)	変更前 賃借料(円)	変更後 賃借料(円)	備考
合計	筆					

2 変更理由 (該当する項目に○を付けてください。)

- (1) 合意解約 所有者都合 : 農地売買 ・ 贈与 ・ その他()
耕作者都合 : 耕作者変更 ・ その他()
基盤整備事業関連
その他()

(2) 賃借料変更 _____円/10aから_____円/10aに変更します。

(3) その他 (_____)

(変更様式3号)

農地中間管理事業貸借変更申出書(借受者用)

令和 年 月 日

(市町村又は農業委員会経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

印

生年月日

電話番号

このことについて、下記のとおりです。

記

1 変更内容

公告日	土地の所在	地目	面積 (m ²)	変更前 賃借料(円)	変更後 賃借料(円)	備考
合計	筆					

2 変更理由 (該当する項目に○を付けてください。)

(1) 合意解約

所有者都合 : 農地売買 ・ 贈与 ・ その他()

耕作者都合 : 耕作者変更 ・ その他()

基盤整備事業関連

その他()

(2) 賃借料変更

_____円/10aから_____円/10aに変更します。

(3) その他

(_____)

(変更様式4号)

福農公第 号
令和 年 月 日

市町村長
又は農業委員会会長 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農地中間管理事業賃貸借変更申出書について(回答)

令和 年 月 日付け 第 号で協議ありましたこのことについては、異議ありません。

(事務担当 電話)

(変更様式7号)

農地中間管理事業の契約内容変更届

記入日 令和 年 月 日

(市町村又は市町村農業委員会経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

〒
届出者 住所
氏名 ⑩
生年月日
(電話番号)

※農地所有者が海外居住の場合は、国内連絡先
(住所、氏名、電話番号)を必ず併記してください。

貴公社に令和 年 月 日付け公告で締結した(貸借・農作業受委託)契約について、
下記のとおり契約内容の変更を届け出ます。(※該当する契約に○を付けてください。)

記

1 変更する項目 ※該当する項目全てに○を付けてください。

①住所 ②電話番号 ③送付先住所 ④法人代表者
⑤契約名義及び生年月日 ⑥口座番号又は口座名義 ⑦その他

※一部の変更内容によっては添付書類が必要となります。なお、詳細は裏面に記載してあります。

2 変更理由

3 変更内容

(変更前)

(変更後)

契約内容変更に係る必要書類

※以下の項目を変更する場合は、記載の添付書類を付して提出してください。

- ・④の場合
 - 代表者変更が分かる書類
 - 【貸借契約】
 - ア 登記事項証明書
 - 【農作業受委託契約】
 - イ 法人格を有する組織の場合は登記事項証明書、任意組織の場合は総会の議事録等

- ・⑤の場合
 - 【貸借契約】
 - ア 所有者死亡後未相続の場合
 - (1) 公正証書遺言又は遺産分割協議書がある場合
 - ① 公正証書遺言又は印鑑登録証明書付きの遺産分割協議書の写し
 - ② 賃借料振込送金先指定書
 - (2) 公正証書遺言又は遺産分割協議書がない場合
 - ① 法定相続人同意書
 - ② 相続関係説明図
 - ③ 賃借料振込送金先指定書
 - イ 所有者死亡後相続登記済みの場合
 - (1) 相続を証するもの
(いずれか一つ、複数筆の場合は1筆のみでも可)
 - ① 登記事項証明書の原本又は写し
 - ② 登記識別情報通知の写し
 - ③ 登記完了証の写し（電子申請によるものに限る）
 - (2) 賃借料振込送金先指定書
 - ウ 未相続で契約していたが、相続登記済みとなった場合
 - ・上段イと同様
 - エ 耕作者死亡後経営を継承する場合
 - ・添付書類不要
 - 【農作業受委託契約】
 - オ 契約者死亡の場合
 - ・その時点で契約が終了となるため、提出書類なし。

- ・⑥の場合
 - 【貸借契約】
 - ア 賃借料振込送金先指定書（農地所有者）
 - イ 貯金口座振替依頼書（借受者）
 - 【農作業受委託契約】
 - ウ 農作業等対価振込送金先指定書
(基幹農作業受託者及び特定農作業委託者)
 - エ 貯金口座振替依頼書
(基幹農作業委託者及び特定農作業受託者)

農地法第18条第6項の規定による通知書

令和 年 月 日

〇〇農業委員会会長 様

通知者 (賃貸人) 住所 氏名 印
(賃借人) 住所 氏名 印

下記土地について賃貸借の〇〇をしたので、農地法第18条第6項の規定により通知します。
記

1 賃貸借の当事者の氏名等

当事者	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

2 土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	台帳	現況		

3 賃貸借契約の内容

4 農地法第18条第1項ただし書に該当する事由の詳細

5 賃貸借の解約の申入れ等をした日

賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日
賃貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 本文には解約の申入れ、更新拒絶の通知、合意解約等該当する用語を記載してください。
(合意解約の場合は「通知者氏名」のところに当事者双方が連署してください。)
- 2 通知者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 4 記の3の「賃貸借契約の内容」については、別紙賃貸借契約書の写しのとおり記載し、賃貸借契約書の写しを添付してください。
- 5 記の5の「賃貸借の解約の申入れ等をした日」については、該当事項にその年月日を記入しますが、合意解約の場合にあっては、その合意が成立した日及びその合意による解約をした日の双方に記載してください。

【参考資料「農地法関係事務処理の手引」より掲載】

様式第4-10号

農地の賃貸借の合意解約書

下記農地についての賃貸借契約を令和 年 月 日付けで合意解約し、賃借人は賃貸人に対し、令和 年 月 日までに土地を引き渡すこととします。

令和 年 月 日

(賃貸人) 住所
氏名 印

(賃借人) 住所
氏名 印

記

1 合意解約した土地の所在等

所在・地番	地目		面積(m ²)	備考
	登記簿	現況		

2 合意解約が成立した日 令和 年 月 日

【県要領様式】

様式第1号

第 年 月 日
号

(福島県農地中間管理機構経由)
福島県知事 様

市町村長

農用地利用集積等促進計画(案)等について(送付)

このことについて福島県農用地利用集積等促進事業事務取扱要領第3条第4項に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 送付資料

- (1) 農用地利用集積等促進計画(案)
- (2) 農業委員会の意見書の写し
- (3) 定款の写し※該当者のみ

(事務担当 電話)

【県要領様式】

様式第2号

第 号
年 月 日

福島県知事 様

(福島県農地中間管理機構)
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

農用地利用集積等促進計画(案)等について(送付)

このことについて、福島県農用地利用集積等促進事業事務取扱要領第3条第5項に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 送付資料1(市町村)
 - (1) 農用地利用集積等促進計画(案)
 - (2) 農業委員会の意見書の写し
 - (3) 定款の写し※該当者のみ

- 2 送付資料2(機構)
 - (1) 利害関係人からの意見概要

(事務担当 電話)